

欧州委員会、「バイオテクノロジー・遺伝子工学分野における特許法の進展及び影響に
関する専門家部会」の設置を決定

2012年11月12日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は11月7日、「バイオテクノロジー・遺伝子工学分野における特許法の進展及び影響に関する専門家部会」を設置することを決定した。

EUにおいては、生物工学発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令98/44/EC（バイオ指令）において、欧州委員会に、欧州議会及び理事会に対して、バイオテクノロジー及び遺伝子工学分野における特許法の進展及び影響に関する年次報告を行うことを義務付けている（バイオ指令第16条(c)）。

他方で、バイオテクノロジーは、とりわけ特許法との関係において複雑な問題をはらんでいるため、欧州委員会には諮問機関の専門家の知見を求める必要が生じる可能性があるとして、本分野に関連する、特に特許法及び植物品種に関する権利に係る法律等の知的財産法の領域に関する専門家からなる部会を設置することを決定した（本決定前文(1)～(3)、同第1条）。

同専門家部会は、欧州委員会に対し、バイオ指令を適用する文脈で必要な、知的財産法の実務・管理、公的ないし産業上の研究開発、植物及び動物繁殖を含むライフサイエンス及びバイオテクノロジーに関する法的・技術的専門知識を提供し（同第2条(a)）、欧州委員会が、欧州議会及び理事会に対し、バイオ指令第16条(c)に従って上記の年次報告を行うのを補助する（同条(b)）。また、同専門家部会は、上記分野からの15名以下の専門家によって構成され（同第4条(1)）、同専門家は2年の任期で選任され、素養と継続性の観点から一部の専門家の任期の更新が決定される（同条(7)）。

ただし、バイオ指令に関連する倫理的問題については、「科学と新技術に関する欧州倫理部会（European Group on Ethics in Science and New Technologies）」の所管であるため、同専門家部会においては扱わないとしている（同前文(6)、第2条(a)後段）。

なお、本決定は、2016年12月31日まで適用される（同第7条）。

欧州議会は、5月10日に採択された決議において、欧州委員会に対して、バイオ指令から義務付けられている年次報告が2005年以降に行われていないことを指摘していた。

— プレスリリースは、以下参照 —

[Midday Express of 2012-11-09 \(News from the European Commission's Midday Briefing\)](#)中の記事” Commission sets up expert group to examine patent law in the field of biotechnology”

— 欧州委員会による決定の本文は、以下参照 —

[COMMISSION DECISION of 7.11.2012 on setting up a Commission expert group on development and implications of patent law in the field of biotechnology and genetic engineering \(PDF\)](#)

— バイオ指令の日本語訳は、日本国特許庁のウェブサイト参照 —

[生物工学発明に関する指令](#)

— 欧州議会が採択した決議についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州議会, 本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議を採択 \(2012年5月12日\) \(PDF\)](#)

(以上)